

●市税等

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
市税の減免	個人市民税：災害発生後の納期分をり災状況に応じて減免 固定資産税：災害発生後の納期分を土地・家屋・償却資産のり災状況に応じて減免 ※納付の分納等も可能ですのでご相談ください	税務課 ☎75-6115
国民健康保険税の減免	災害発生後の納期分をり災状況に応じて減免	市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

●保険料

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
国民年金保険料の減免	被保険者か世帯主が居住する住宅・家財・その他財産に重大な損害を受けた場合、り災状況に応じて減免	市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
後期高齢者医療保険料の減免	同 上	後期高齢者広域連合 ☎64-8476
介護保険料の減免	同 上	佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

※重大な損害となる条件は各保険料で異なります

●医療費等

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
国民健康保険自己負担額の減免	被保険者が居住する住宅に重大な損害を受けた、または心身に障害を受けた場合、り災状況に応じて減免 ※適用条件は変更されることがあります	市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
後期高齢者医療保険自己負担額の減免	被保険者か世帯主が居住する住宅・家財に重大な損害を受けた場合、り災状況に応じて減免 減免期間：申請月～最大6か月以内	後期高齢者広域連合 ☎64-8476
介護保険の利用者負担額の減免	被保険者か世帯主が居住する住宅・家財・その他財産に重大な損害を受けた場合、り災状況に応じて減免	佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

※重大な損害となる条件は各保険で異なります

●事業者向け

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
災害復旧貸付	被害にあった中小企業・小規模事業者に対し貸付。 国民生活事業：貸付限度額3千万円 中小企業事業：貸付限度額1億5千万円	多久市商工会 ☎74-2144
佐賀県小規模事業者被害対策事業費補助金	県内事業者を対象に、機械装置費や外注費、設備廃棄等費、什器備品費等 補助率：2/3以内 上限25万	

■水道料金・下水道使用料（り災証明書不要）

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
水道料金・下水道使用料の減免	被災された住民および事業者で災害による漏水および家財等の洗浄に使用した水量相当分（1期分：8・9月分）を減免。 （被災前使用水量等と比較し水道課が認定）	水道課 管理係 ☎75-3003